

大阪市立本庄中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日 策定

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2 本校の基本方針のポイント

本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ
- ② いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う
- ③ 関係者が一体となって取り組む
- ④ 家庭や地域、関係諸機関と連携し取り組む

3 いじめの未然防止についての取り組み

＜基本姿勢＞

いじめは、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

（1）授業改善について

- ① 全教職員の共通理解のもと、授業規律の確立に努める。
- ② 基礎学力の定着と生徒の学習意欲の向上を目指し、授業の工夫改善を行うとともに、「わかる授業」を実践する。
- ③ 授業研究を伴う研修会の充実を図り、教員の授業力の向上を図る。

（2）自己有用感を高めるために

- ① 体育大会や文化発表会等の学校行事や普段の学級活動・委員会活動で、一人ひとりの生徒が活動・活躍する場面を設けるとともに、全教職員が生徒の頑張りを認めていく視点を持ち指導にあたる。
- ② 生徒会や学級委員会・専門委員会の活動を、生徒が自主的に運営できるよう指導していくとともに、全校・学年集会や行事を生徒中心に運営させる。
- ③ 職場体験学習や地域との防災訓練等、地域とつながる活動を通して、地域や社会とのつながりを感じさせるとともに、社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てる。

（3）いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 年間指導計画に基づき、人権教育や道徳教育の充実に努める。
- ② 情報モラル教育については、教科の学習や総合・特別活動の時間を活用し、携帯電話等の使用に関する教育の充実に努める。

- ③ 性教育や薬物乱用防止教室等を通して、生命尊重・人権尊重の意識を高める。
- ④ 警察等の関係諸機関に早期に連絡し

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したり することなく、積極的に認知する。

- (1) 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないよう問題の早期発見に努める。
- (2) 教職員相互が情報交換を密にし、全教職員で全校生徒を見ていくことを心がける。
- (3) 気になる生徒や事案については、5W1Hを記録に残す。
- (4) アンケート調査と教育相談週間を行い、生徒一人ひとりの些細な変化を見逃さないよう、いじめや問題行動等の早期発見に努める。
- (5) 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携する。
- (6) 生徒及び保護者に対し、いじめ相談窓口の周知徹底を図る。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめ事案を把握した場合、学級担任や部活動顧問等から学年主任・生活指導部長・生徒指導主事・管理職へ速やかに報告する。
- (2) いじめ防止対策委員会を開催し、対応方法について検討する。また、全教職員に報告し、情報共有に努める。
- (3) 被害生徒に対して
 - ・ 事実関係の聴き取りと家庭訪問等による保護者への連絡を迅速に行うとともに、徹底して守ることを伝え、できる限り不安を取り除くようにする。
 - ・ 被害生徒が自尊感情を高められるよう留意する。また、個人情報の取り扱い等、プライバシーにも十分に留意する。
 - ・ 安心して登校できるよう、見守りや別室指導等、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- (4) 加害生徒に対して
 - ・ 事実関係の聴き取りと保護者への連絡を迅速に行い、事実に対する理解を得る。学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えられるよう協力を求め、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ・ 加害生徒に、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの責任を自覚させる。
 - ・ 加害生徒の抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、加害生徒の健全な人格の発達に配慮し成長を促す指導を行う。

- (5) 事案内容により、警察や教育委員会等と連携し、いじめの早期解決に取り組む。
- (6) ネット上のいじめに対しては、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」等の専門機関より助言を得ながら、その解決を図っていく。
- (7) いじめ解消の確認
 - ・被害生徒に対する心理又は物理的な影響を与える行為が止んでいること確認する。また、少なくとも3か月は経過観察を行い、適宜面談等で心身の苦痛を感じていないか確認する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 名称 いじめ防止対策委員会
- ② 構成メンバー 管理職、生徒指導主事、教務主任、各学年主任、人権教育主担者を対策委員とし、さらに該当事案に関わる担任あるいは担当者がこれに加わる。
※事案内容に応じて、学級担任、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー等。
- ③ 役割
 - ・いじめ対策に係る年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
 - ・いじめに関わる情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
 - ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急職員会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- ④ 調査・相談活動等年間計画
 - ・生徒対象いじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）
 - ・教育相談週間 年3回（4月、9月、1月）
- ⑤ 研修会
 - ・生徒指導研修会
- ⑥ 保護者や地域・関連機関との連携
 - ・いじめ防止基本方針を公表する等、学校の指導方針等について理解を得られるようホームページ等を活用し積極的な情報発信に努める。
 - ・保護者や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるように啓発活動に努める。
- ⑦ 取組内容の検証
 - ・「運営に関する計画」の取組内容に位置づけるとともに、各種アンケート調査等の結果を通して取組内容の検証を行う。
 - ・いじめ防止対策委員会において、検証をもとに次年度の目標設定・取組内容の見直しを行う。

7. 重大事案への対処

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。

- ① 学校の対応は、隠蔽しない・誠意ある対応・窓口（管理職）の一本化で進める。
- ② いじめ防止対策委員会が中心となって事実関係を明確化する。
- ③ 被害生徒及びその保護者並びに加害生徒の保護者に対して、事実関係等の必要な情報を適切かつ丁寧に提供する。

④ 必要に応じて警察署等の関係諸機関へ連絡する。

※ いじめ発見時の流れ

